

平成 19 年 7 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）が行う受託による研究（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「知的財産権」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第 3 条第 1 項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラム及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (4) 前 3 号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、知事又はセンターの職員と第 4 条の規定により知事と受託研究に関する契約を締結した者（以下「委託者」という。）とが協議の上、知事が指定するもの（以下「特定技術情報」という。）
- 2 この要綱において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、特定技術情報を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この要綱において「実施等」とは、特許法第 2 条第 3 項、実用新案法第 2 条第 3 項、意匠法第 2 条第 2 項、商標法第 2 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項、種苗法第 2 条第 5 項、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにプログラム等及び特定技術情報の使用をいう。
- 4 この要綱において「通常実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法第 78 条、実用新案法第 19 条及び意匠法第 28 条に規定する通常実施権並びに商標法第 31 条に規定する通常使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 17 条に規定する通常利用権
 - (3) 種苗法第 26 条に規定する通常利用権
 - (4) 第 1 項第 2 号に規定する権利の対象となるものについて実施等を行う権利

- (5) プログラム等に係る著作権について使用を行う権利
 - (6) 特定技術情報について使用を行う権利
 - (7) 外国における前各号の各権利に相当する権利
- 5 この要綱において「独占的通常実施権等」とは、通常実施権等のうち、実施等を許諾する者が第三者には実施等の許諾をせず、実施等の許諾を受けた者が独占的に実施等を行うことができる旨を約した権利をいう。
- 6 この要綱において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法第 77 条、実用新案法第 18 条及び意匠法第 27 条に規定する専用実施権並びに商標法第 30 条に規定する専用使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権
 - (3) 種苗法第 25 条に規定する専用利用権
 - (4) 知的財産権の対象となるものについての独占的通常実施権等
 - (5) 外国における前各号の各権利に相当する権利

(委託の申請)

第 3 条 センターの所長は、センターに研究を委託しようとする者（以下「申請者」という。）から、受託研究申請書（別記様式）を提出させるものとする。

(受託研究の審査等)

第 4 条 センターの所長は、前条の受託研究申請書の提出があったときは、当該申請に係る研究が受託研究として適当かどうかを審査し、適当と認めるときは、当該申請者と受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。

(受託研究契約書)

第 5 条 センターの所長は、申請者と受託研究に関する契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した受託研究契約書を標準として、契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 受託研究の題名
 - (2) 受託研究の目的及び内容
 - (3) 受託研究の実施期間
 - (4) 受託料の額及び納付方法
 - (5) 第 7 条から第 14 条までに規定する事項
 - (6) その他研究の受託に関し必要な事項
- 2 前項の規定は、受託研究を変更しようとする場合に準用する。

(受託研究に要する経費)

第 6 条 委託者は、契約書に定める経費を、センターの所長が別に定める期日までに納付しなければならない。

- 2 委託者が納入する費用の額は、直接経費（受託研究の遂行に直接必要な経費をいう。）に、間接経費を加えた額とする。
- 3 間接経費は、受託研究の遂行に関し直接経費以外に必要となる経費を積算して算出する。それによらない場合は、直接経費に一定の割合を乗じて算出するものとし、その割合は、所長がその都度定め

るものとする。

- 4 直接経費及び間接経費の区分並びに積算について、国等の競争的資金を活用する場合など別に定めがある場合は、原則として当該制度の規程に従うものとする。

(受託研究の中止)

第7条 センターの所長は、センターの業務に支障が生じたとき、又は天災地変その他やむを得ない理由があるため受託研究の継続が困難となったときは、これを中止することができる。

(受託料の不還付)

第8条 既納の受託料は、返還しない。ただし、前条の規定により受託研究を中止したときは、この限りでない。

(研究結果の通知)

第9条 センターの所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに研究の結果をまとめ、受託研究報告書を作成するものとする。

- 2 センターの所長は、前項の報告書を契約書に定める期日までに委託者に送付するものとする。

(研究結果の取扱い)

第10条 センターの所長は、研究結果の全部又は一部を保存し、センター業務の範囲内で、かつ、研究目的に限り、これを利用することができるものとする。

- 2 受託研究の結果、センターの職員が発明等をしたときは、当該発明等は、センターの職員に帰属するものとし、その取扱いについては、島根県職員の職務発明等に関する規程（平成16年島根県訓令第3号）の定めるところによる。
- 3 知事は、前項の規定により県に承継された知的財産権について、委託者又はその指定する者に限り、優先的に実施等の許諾をすることができる。
- 4 委託者は、研究結果に基づいて発明等をしたときは、知事に報告するものとし、当該発明等に係る権利の帰属及びその取扱いについて別途協議するものとする。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾等)

第11条 知事は、委託者又はその指定する者が知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾の申請をしたときは、知事が別に定める期間、その権利の実施等の許諾をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者から、当該期間の延長の申請があったときは、必要に応じてその期間を延長することができる。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を取り消すことができる。

- (1) 独占的通常実施権等の実施等を許諾された知的財産権が、その実施等の許諾を受けた者が、その期間中に正当な理由がなく実施等を行わなかったとき。
- (2) 公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 前条の規定により独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者が、自ら取消しを希望するとき。

(第三者による実施等)

第 13 条 知事及び委託者は、協議の上必要と認めるときは、第三者に通常実施権等、独占的通常実施権等又は専用実施権等の実施等を行わせることができる。

(秘密の保持)

第 14 条 センターの所長又は委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を契約書で定める期間、秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、この情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令等に別段の定めがある情報

(研究成果の公表)

第 15 条 センターの所長は、委託者の承諾を得て、受託研究の結果の全部又は一部を公表することができる。

(適用除外)

第 16 条 センターの所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の一部を受託研究又は委託者等に対して適用しないことができる。

- (1) 受託研究が国、独立行政法人又は地方公共団体からの委託又は再委託である場合
- (2) 契約の相手方の定めに従って受託研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、センターの受託研究の取扱いに関し必要な事項は、センターの所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和 63 年島根県告示第 469 号）を廃止する告示の日（平成 19 年 7 月 20 日）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

受託研究申請書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住所（法人にあっては事務所の所在地）

ふりがな

申請者 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） ㊤

電話 （ ）

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱第3条の規定により、下記のとおり研究を委託したいので申請します。

記

- 1 受託研究の題名
- 2 受託研究の目的及び内容
- 3 受託研究の実施期間についての希望
- 4 知的財産権の実施等についての希望